

破壊活動防止法とは、どんなものなのか。これが今回のテーマです。

これだけ話題になっているのですから、どういう法律なのか、漠然と知っている人は多いでしょう。けれど、本当に理解していると言えるかどうか。そこで、この法律をきっちり理解するために、まず制定されたそもそもの目的から考えてみることにしたいと思います。

破壊活動防止法の条文を読めると、取り締まりの対象となるのは、「暴力主義的破壊活動を行う団体」だと書いてあります。この「暴力主義的破壊活動」とは、暴力団のことでしょうか。いえ、暴力団は暴力的であっても、暴力主義的ではありません。「暴力主義的」とは、わかりやすく言うと「マルクス主義的」、つまり「暴力革命をやるぞ」という意味なんです。そして、破壊されるのは建物や自動車ではなく、政府や国家。「破壊」といっても、それは破壊されるものの側から見るからそう言えるのであって、壊す側から言えば、「革命」です。つまり、「暴力主義的破壊活動を行う団

その1 破防法は刑法システムの例外である

「体」とは、暴力革命を目的とする団体、具体的に言えば、共産党のことになる。取り締まりの目的は、ずばり日本共産党だったんです。

この法律ができたのは、昭和二十七年です。それまでの日本は連合軍に占領されていて、日本を統治する最終責任は連合軍総司令部（GHQ）が持っていた。GHQが出した指令は、日本の法律を上回る効力を持ったんですね。そして、その中には日本共産党の活動を取り締まる指令もあったために、共産党が暴れ出すのは無理だった。ところが、独立にともない日本政府は自分の手で国を統治することになり、取り締まりに不安を感じた政府が急いでこしらえたのが、この破壊活動防止法だったというわけです。もちろん、すんなり受け入れられたわけでもなくて、共産党のシンパや関係のない市民団体も取り締まられてはたまらないと心配した人たちが、大反対をしました。それでも、法案は国会で可決されてしまったのですが、（これはあくまで私の想像ですが）これは伝家の宝刀で、使いませんからねと、政府が野党に耳打ちしたような気がします。

というわけで、この法律が取り締まる対象はわかりました。では、目的はなんなのでしょうか。

入

門

橋爪大三郎



破

防

法

1952(昭和27)年 「血のメーデー」この事件をきっかけに破防法が制定された。(写真提供・毎日新聞社)

条文には「公共の安全」と書いてあります。なるほど、公共の安全は、国家に責任をもって守ってもらわなくては困る。じゃあ、公共の安全はどういう方法で守られるものなんだろう。逆に言えば、公共の安全とは、どういう場合に破られてしまうものなんだろう。

公共の安全が破られるには、いくつかのケースが考えられます。典型的なのは戦争ですね。戦争は、外国との武力闘争ですから、外国軍が優勢になってこちらの国に攻め込まれたら、家や財産はとられて、難民になってしまう可能性だってあります。それは大変だ、というわけで、外国の侵略を防止するために軍隊がある。日本に軍隊はありませんが、自衛隊がありますね。

もう一つのケースは犯罪です。犯罪が日常茶飯事となって、会社に出勤するまでの間にピストルの弾が何回も耳元をかすめるようでは、とても公共の安全が守られているとは言えません。犯罪者を取り締まる必要がある。これを担当するのが警察ですね。

こうして、外側に対しては軍隊が、内側に対しては警察が、公共の安全を守る。問題は、これで万全かどうか、ということです。

国内の犯罪を取り締まるためには、刑法その他の国内法がしっかりしていることが必要です。刑法は犯人と思われる人をつかまえて、拘留所や刑務所に閉じこめることができるし、場合によっては死刑にすることもできるわけですが、もし間違えて捕まったり死刑になったりしたら困るでしょう。でも、疑わしきは罰せずと徹していたら、真犯人が捕まる確率が下がります。一方、犯人を残らず有罪にしようとすると、無実

で罰せられる人が増えてしまう。

では、どうしたらいいのか。近代刑法は、無実の人が捕まることは、なんとしてもゼロに近づけたい、そのためには真犯人が罰せられる確率が下がってもやむをえない、という考え方でできています。これは人権を守るため、近代国家の刑法はすべてこの考え方に基づいています。これが、罪刑法定主義ですね。

そして、刑法のもう一つの大事な柱は、罰するのはあくまで行為だということです。処罰が行われるのは、犯罪が行われてその証拠が上がった場合だけ。言い方を変えれば、犯罪を起こそうかなあ、と考えただけでは、処罰することはできない。つまり、警察は犯罪が起こってから初めて動けるわけで、犯罪の予防はできないんです。何月何日に犯罪が起こりそうだと事前にわかっている、その前に犯人を捕まえることはできない。ただ、犯罪を犯せば確実に処罰されるとわかっている、犯人も思いとどまるだろう。普通の犯罪はこれで、だいたい予防できるものなんです。殺人や泥棒がなくなることはいけれど、一定の割合以上に増えることはない。

ところが、そんな刑法のシステムにも重大な例外があつて、それが破壊活動防止法ですね。破壊法は、犯罪が起きてからではなく、犯罪が起こる前に予防的に取り締まってしまう。

どうしてこんな刑法と真つ向から対立するような、いわば人権を踏みにじるような法律が存在するのだろうか。なにしろ、言ってみれば、犯罪を起こそうと考えただけで捕まっちゃうんですから。

破壊法にいう犯罪は、普通の犯罪でなく、国家そのものに

対する攻撃なんです。これをもし未然に防止できなかったら、公共の安全に責任を持つはずの国家自体がなくなってしまうでしょう。結果的に、戦争や犯罪を防止できなくなる。普通の犯罪と違って、この犯罪はあまりに重大なので、未然に防止しようという考え方なんです。

破壊法をめぐっては、いろいろ議論があります。刑法の原則に対する例外ですから、できればないに越したことはない。でもほかに方法がないんだから仕方がない、そういう考え方でできている法律なんです。破壊活動防止法そのものは是非については、ここでは置いておくことにします。国民の間で議論がわかれているテーマですからね。それより、この法律が制定された目的がその後どうなったか、というところをみていきましょう。

その2 社会党だから破壊法が適用できた

刑法には内乱罪／外患罪の条項があります。政府を転覆する目的で暴動を起こし、社会秩序に重大な危険を与えるのが内乱罪。外国に通謀し日本国に対し武力を行使するようにしむけたり、すでに武力行使している国に協力したりするのが外患罪。どちらも刑法で罰せられますが、刑法はそもそもこういう行為を予防して取り締まることができない。

再び共産党の話になりますが、日本共産党はそもそも共産主義インターナショナルの日本支部としてきたんです。そのうなると、外国の指示で動くわけで、「外国と通謀して日本国に対して武力を行使」する可能性がある。日本で革命を起こせば、万国の労働者が義勇軍となって武器や包帯を持って

駆けつけてくるだろう。これこそまさに外患そのもので、当時は実際に起こるかもしれないと心配されたんですね。

もし共産党が破壊活動を実行に移し、それを取り締まって調べてみたら、今後も繰り返すだろうと思われる確実な証拠がみつかったとする。そうなれば、政府としては、みすみす黙っているわけにはいきませんね。もう一度似たような破壊活動を繰り返すことが確実なんです。そういう場合に限り、その活動を制限しようというのが、破壊活動防止法というものだった。

破壊法の団体適用には、活動を六カ月停止させる方法と、解散させてしまう方法とがあります。解散になれば、団体としての財産は処分しなくてはならないし、新聞や雑誌も出せなければ、集まっただけでも処罰の対象になる。一切、団体としての活動ができなくなるんです。暴力革命は、大勢の人間が武器を持って立ち上がることで、そうなれば、暴力革命を起こすことは難しくなる。

しかし、この法律はもはや時代遅れもいいところです。この法律のせいとかはわかりませんが、日本共産党は暴力主義的破壊活動をやめて、おとなしい議会主義政党になりました。これには二つの見方がありました。一つは、本当におとなしくなってしまった、というもの。そしてもう一つは、おとなしいのは世をしのぶ仮の姿で、いざれ暴力主義的破壊活動を行う団体に戻るんじゃないだろうか、というもの。政府は疑い深いので、そう簡単に安心したりしません。それでも、おとなしい団体を罰するわけにはいけないので、破壊活動防止法はほこりをおぼえたまま、ここまでできたわけです。

ところで、共産党に入っていた人たちは、共産党が革命を

やらないことに決めたので、びっくりしました。だったら自分たちで新しい共産党を作って、革命を起こそうじゃないか、というわけで、雨後のタケノコのようにできたのが、過激派と呼ばれる集団です。彼らは堂々と、革命を目指して日夜努力を重ねている。さっそく破防法を適用すればよさそうですが、そうはしなかったんですね。

理由はいくつかあって、まず分裂していること。そのためにもとの共産党に比べて、あまりにも組織が小さい。そして資金もなければ、外国との連絡もほとんどない。総合的に見て、内乱や外患を引き起こす能力なんか、あまりないんです。そして、大きな声では言えないけど、過激派を根絶やしにしようとして、せっかく分裂していた共産主義勢力がまた一つにまとまって元気になってしまいかもしれないと計算して、あえて放っておいたフシが政府には感じられる。

というわけで、結局過激派の取り締まりは行われないうまま、時間ばかりが過ぎ、とうとう冷戦も終わってしまった。マルクス主義を掲げていた国家は解体し、暴力革命という考え方も意味がなくなってしまうわけ、ここに至って破壊活動防止法の設置目的はなくなった。この法は歴史的使命を完全に終えたんです。

ところが、法の役目は終わっても、破防法とワンセットの存在である公安調査庁はなくなっていない。この役所は法務省の下にあるんですが、一九九五年の時点で一七六八人の人員と一七七億円の予算をもつ、かなり大きな組織なんです。それが、冷戦が終わってしまつて危うくリストラされかかっていた。どこかに破防法適用の対象はないかと思っていたところへ、折よくオウム真理教事件が起こったので、これさい

首相だったということは、まさに千載一遇のチャンスだったんですね。そしてこれが、この時期にオウム真理教に対する破防法適用が可能だった、おそらく最大の理由です。

その3 オウム真理教への適用が間違っているわけ

それでは、オウム真理教への破防法適用を、正しいと考えたらいいか、間違っていると考えたらいいか。アンケートによると、国民の八〇パーセントぐらいは適用に賛成であるらしい。しかし、これが十分に議論を尽くしたうえでの冷静な意見とは、どうも私には思えないんです。

破防法の設置目的に照らして、オウム真理教がその適用条件を満たしているのかどうか、ちょっと検証してみよう。条件は、いくつかありましたね。まず、暴力主義的破壊活動を行った団体であること。これはどうでしょうか。オウム真理教のシャンバラ計画というのは、日本国に匹敵する国家を作り上げて、オウム真理教の信者だけで暮らすというものでした。信者以外の人たちがどういうふうな暮らしをするのかはあまりはつきりしないんですが、もしかしたら、強制収容所かなにかに入れられているのかもしれない。ともあれ、これは立派に内乱ですから、実行に移されたなら、暴力主義的破壊活動に当たると言ってもいい。ロシア支部もありましたから、外患罪にもあてはまるかもしれませんね。

破壊活動防止法の一つの要件は、その団体が政治目的を持っているという点でした。オウム真理教は宗教団体なので、政治目的を持っていたとは言えないのではないかと、という意見もあります。私はそうは思いません。宗教団体でも政治活

わいと一気に破防法適用の気運が盛り上がったのです。

いまだきピンボケの破防法が息を吹き返した理由は、ほかにもあります。さきほど冷戦が終わってこの法律の存在理由がなくなったと言いましたね。実は、冷戦が終わったからこそ、逆に破壊活動防止法を適用することができたんです。冷戦の間は、保守革新の対立が続いていたでしょう。革新とは、社会主義・共産主義にシンパシーを感じているということですから、こんな法律の適用なんて、反対するに決まっているじゃないですか。しかし、冷戦終了とともに両者の対立はなくなった。とくに今回、対象は共産主義となんの関係もないし、積極的に反対する理由はどこにもなくなってしまった。

そして、もう一つ、これは社会党政権だからできたんです。たとえばアメリカの大統領は、タカ派とハト派が順番に出てきますね。軍縮をやるのは、皮肉なことに、タカ派なので。中国と国交を回復したのもニクソンだったでしょう。あれが民主党のデモクラットな大統領だったら、あいつは共産主義者だという噂が立ってしまう。ニクソンは赤狩りで名をはせたバリバリの右翼ですから、毛沢東と会っても大丈夫なんです。共産主義と手を結ぶ政策をまかせても安心、それもアメリカの国益のための冷徹な計算に基づく外交だって、みんな思いますからね。

それと同じで、もし自民党が単独で破防法なんかを持ち出したら、野党である社会党がしつぽを踏んづけられた猫みたいにギャツと騒いで、上を下への大騒ぎになるでしょう。そんなこと、誰がしますか？ だけど、首相が社会党であれば、社会党を取り締まるための法律でないということは、もうはつきりしている。公安調査庁にとって、社会党の村山さんが

動をすることはできる。当然、政治目的を持った暴力主義的破壊活動だってできるんです。実際、外国にそういう団体はたくさんあって、公安警察の取り締まりの対象となっている。この意味で、オウム真理教は十分に破防法の対象になりうる。もう一つ大事な条件は、いったん暴力主義的破壊活動を行ったあと、再び活動を行う恐れがある、ということ。そして、恐れがあるとするには、それを認めるに足る、十分な理由が必要になる。認めるに足る、というのは一体誰が認めるんでしょうか。認めるのは、政府でも警察でも公安調査庁でもない、公安審査委員会という独立の行政機関です。十分な証拠が揃い、六カ月の停止でも足りない、ということも証明した場合に初めて、その団体の解散を命ずることが可能になる。

松本と霞ヶ関の地下鉄でサリンを撒き、大量の銃器を製造し、教団に従わない人を拉致監禁したりリンチしたり、殺して死体を処分したりした。オウム真理教のやったことをひっくりめれば、暴力主義的破壊活動のレヴェルに達していたと考えられ、破壊活動防止法の一つの条件を満たしてはいます。ところが、忘れてはいけません。この法律は、同じことを継続反復的に将来もやりそうだから放っておいたのでは明らかに危ない、という条件があつて初めて適用されるものなんです。でも、この点は、はつきり言って満たされていないと思います。麻原彰晃以下、主だった幹部は全員捕まって裁判中ですが、重要な幹部がすぐに出てくる可能性はまずないし、残された信者が麻原と連絡をとれるわけでもない。教団そのものも宗教法人法の解散請求が出されて、規模も大幅に縮小したうえ、指導部もはつきりしない。指名手配中で逃

走している何人かにしても、破防法が適用されたからといって、早く捕まるわけでもないでしょう。捕まえるのは警察であって、公安調査庁じゃないんですから。

というわけで、いまのところ、オウム真理教が組織的に新たな活動を起こせることは、とても考えられない。だいたい、公安調査庁に徹底的にマークされていますから、将来なにかやりそうになったとしても、すぐわかってしまうでしょう。そのときになって団体指定をしたって、遅くないんです。つまり、今後の危険はないから要件は揃っていない、というのが、私が今回の破防法の適用に反対する理由です。

オウム真理教に破防法を適用しろという意見の中には、こんなものもあります。日本には左翼シンパの知識人がいて、もともと破防法の適用に反対だったんです。彼らはオウムのシンパではないけれど、この適応を認めてしまうと自分たちも危ないのではないかと考える。だから反対する。これは、心配のしすぎというものです。

一方、こういう左翼シンパに取り巻かれると、オウムがまたぞろ復活するのではないか、マインドコントロールの解けない信者たちが危険なことをやってしまうのではないかと心配している人びともいます。これは、やはり心配のしすぎです。

あれほどの破壊活動をしていたグループに対して断固たる措置をとらなければ、日本はテロリストを野放しにしている野蛮な国家だということになってしまつて、国際的な信用が台なしになる、という意見もあります。けれど、これもよく考えてみれば筋違いで、外国にネコだましをかけるために形ばかり破防法を適用してお茶を濁すというのは、かえって外

むやのまま適用が決まってしまった。このことが、今後いかなる影響を及ぼすものなのか。

この問題を考えるうえで一番のポイントは公共の安全、これにつきまします。自分たちの平和と安全を守るために、日本の国民は何を我慢し、何を人権として主張するべきなのか。言い方を変えようと、国がやることのうち、何を認めて何を認めないのか。破壊活動防止法というのは、集会・結社・出版の自由を制限するわけですから、言論や信教の自由といった基本的人権の根本に当然関わってくる。公共の安全と人権とは、あちらを立てればこちらが立たずになりがちで、どちらをどう選択するかはケースバイケースなんです。ただ、それだけに、徹底的な議論が必要なんです。にもかかわらず、今回それがなかったのが、実は一番有害なことだった。これほどの問題を曖昧なままにしたことは、今後禍根を残すことになると思います。

この問題についてももう少し踏みこんでみると、日本にはさまざまな団体があつて、公安調査庁はそれぞれを一応マークしています。とは言つても、団体はたくさんありますから、なにか怪しいと知られて破防法の調査団体としてブラックリストに載つて初めて、本気で情報を集めはじめます。公安調査庁は、地下鉄サリン事件が起こるまでオウム真理教はノーマークだったと言っているらしいですが、どうも嘘くさいですね。少なくとも九五年一月一日の読売新聞のスクープの段階では、本気で調査していたはずだし、松本サリンの段階から動いていたと考えられる。もっと前から、サリンとかVXガスとか麻原は予言していたわけですから、そのころからでも情報を集めていて当然でしょう。ただ、そういう情報を外

国をバカにした話でしょう。

危機管理をきちんとやることで国際的な信用を取り戻そうというのであれば、むしろ次の三つのことが必要です。第一に、オウム真理教に関して、事実関係を徹底的に解明すること。そして、そのレポートを国際的に発表する。とくに、毒ガスが町中に撒かれた世界で初めての事件ですから、誰がどういう動機でどのように事件を起こしたのか、公開するかどうかは別にしても、公式の詳細なレポートを主要国の政府に送って注意を促す必要があります。

第二に、犯人を全員検挙すること。再発防止のためにもっとも重要なのは、このことですね。

そして、第三に、すみやかな裁判を行うこと。日本の裁判は、時間がかかることで有名ですが、外国並みに一年ぐらいで結審するようにしていただきたい。結審まで十年も二十年もかかったのでは、裁判の意味がありません。オウム裁判だけを例外とすることは、公平の点から言つてできないわけですが、とにかくすみやかな裁判は、国際信用のためにもとても大事です。

テロリストに対し日本国家が毅然とした態度をとるとすれば、必要なのはこういうことであつて、必要もないのに破防法を適用することではありません。すでに自滅解体している団体に遅まきながら破防法を適用しても、火が消えてから水を撒くようなもので、ほとんど意味ないんです。

その4 批判するだけでは解決にならない

しかし、現実には、破防法は曖昧なままズルズルと、うや

へ出したくないので「寝耳に水でした」ととぼけているのだと、私は知らんでいます。日本共産党に右翼に過激派、このあたりは明らかにマークされていますが、それ以外の団体、大手の新興宗教団体や労働組合なんかも、調査の対象になっているはずなんです。

そして、問題は、この調査に、合法的な方法と非合法的な方法とがあることなんです。非合法的な調査というのは、盗聴とか検閲とかで、そのデータが表に出てくることはない。公安調査には、いわば闇の部分が必要含まれている。こういうものをまったく禁じられたら、日本国内で活動している別の調査団体、たとえば外国の諜報機関なんかにもまったく対抗できなくなりますからね。いわば公共の安全のために、こういう方法は、必要悪として最小限認めざるをえないんです。

問題は、これを国民が暗黙のうちにどこまで支持するかです。オウム真理教のような団体に対しても、もし徹底的に非合法的調査をしていけば、それだけ危険は減つたでしょう。しかし、これはあくまで非合法的なものです。無制限に行われていいことではない。そこで、かなり怪しいとなつてきた段階で、公安調査庁や法務省の幹部、場合によっては首相が、この団体については少々無理をしても情報を集めてよいという政治判断をくだす。そして、そういった政治判断を国民が信頼し、公共の安全のためにはやむをえないと暗黙のうちに思ふのか、それとも、どこかで歯止めをかけることを政府に要求していくのか。この点をつきつめて考えていかなければ、今回のオウムの問題は、なんの教訓にもならなかったことになつてしまふ。だいたい、リストラ対象になつていた公安調査庁の調査活動を今後も必要と考えるか、それとも、冷戦以

後の社会にふさわしいような活動に切り替えていくのか。そのところの国民の意思がはっきりしていれば、リストラを逃れたいと破防法を適用するような無理を、役人たちが押し通すこともなかったんじゃないでしょうか。

ただ、今回の破防法の適用が、簡単に前例とされるようなことはないと思います。オウム真理教はきわめて特異な団体なので、ほかの宗教団体とも、いわゆる左翼・共産党をはじめとする左翼団体とも、右翼とも暴力団とも労働組合とも似ていない。ほかのどんな団体とも似てないので、前例になりようがないんです。もともと、すべての前例というのは、そういうふうなただ一回限りという理解で起こるとも言える。だから、予想するのは難しいけれども、われわれが考えていなかったような事件がまた起こったときに、これが前例にならないとは言いません。

しかし、ズルズル巻きこまれてしまった、という言い方は、自分がこの問題に関してはっきり考えられていないということとの、言い逃れに過ぎません。

仮に、今回の破防法の適用が間違っていたとしましょう。それでは、そもそもそうした法律の存在自体は間違っていたのか、いなかったのか。破防法という法律の存在そのものが人権を侵害していたのだとしたら、正しい適用も間違った適用もなく、この法律が国会を通過した瞬間から憲法は踏みこじられていたわけで、いまになってギョーギョー騒ぐのは手遅れだし、おかしいことでしょう。もし本当に間違いだと思えるなら、選挙のたびにそれを問題にし、国会で破壊活動防止法に反対する議員を多数派にして、これを廃止するなり、

別に作り変えるなりするべきなんです。そうやってはじめて、憲法は正しく運営されることになる。そんなこともできずに、このまま崩壊しになる、大変だと言っているだけの人びとは、目的を実現するための運動をきちんと実行していく見通しと能力がないんです。そして、今回の決定に関して自分にはなんの責任もないと言いたいだけ。そんなのはずい、と私は思います。

最後に破防法の適用を成立させてしまった社会党ですが、看板を掛け替えて社民党になったものの、断末魔の状態は変わりません。国民を幻滅させたのは、社会党がいままでよって立ってきただけのものを、社会党自身の手でかなり捨ててしまったこと、そのかなり捨ててしまったプロセスです。たとえ方向転換をするにしても、それが党大会などで議論に議論を重ねた末の決断だといふのであれば、社会党全体の意思ですから、堂々とそちらの方向に進んでいけばいいんです。ところが現実には、自民党と連立政権を作るといふ理由で、一夜にして議論もなしに変わってしまったわけでしょう。そのとたんに、社会党は党としての存在基盤をすっかり失ってしまった。そして、これまでの方針だって、議論によって立ったものではない、根拠のないものだったことが明らかになってしまった。社会党にとって、これほどの打撃はありません。いざ自民党との連立は解消されるでしょう。社会党は選挙で勝てずに消えていく運命にある。結局、社会党は新進党から政権を取り戻すために、自民党に利用されただけだったんです。バカです。

(社会学者)

『科学技術は地球を救えるか』

橋本大三郎・新田義孝編著／富士通経営研究所刊／定価二、二〇〇円



科学技術は地球を救えるか

本書は九五年三月に開催された「科学技術フォーラム…自然科学と人文・社会科学とのパートナーシップII」(科学技術庁主催)の分科会の一つである「人類の生存と科学技術」での討論をもとに新たに書き下ろしてまとめられたレポートである。環境問題の解決にむけて科学の新しい方向性を探ったもので、出席者(一

自然や生物の行っている現象と「非線形関数」の密接な関係を指摘、従来の科学技術文明は理路整然とした線形の数学を前提にしていたが、「持続的発展」とは、混沌にみえる「非線形」の発想をとり入れた科学技術文明の構築によるものではないかと指摘している。

五色)の専門分野は、社会学、国際経済論、水理学、大脳生理学、放射線生物化学——と多彩だ。

第一部「地球環境問題をどう理解するか」、第二部「生命から地球環境を考える」、第三部「中国からのメッセージ」、第四部「持続可能な未来への社会システム」の四部構成で、第二部がユニーク。例えば吉川研一・加藤陽両氏(物質生命情報学)は、

一方、第四部の西山賢一氏(文化生態学)は、持続可能な社会を考える新しい経済学の可能性として、エントロピー・経済学、生態学的経済学、制度主義を紹介。制度主義は慣習・習俗・ルール・文化といった理路整然とした法則では割り切れない要素が経済活動に果たしている役割を解明することを課題としており、先の吉川・加藤両氏の論文と通じるところがあり、興味深い。

この例のように一見関係なさそうな学問分野が環境問題という接点で通いあう点が出てくる様子が読んでいて面白い。環境研究の今後の可能性を示唆しているといえよう。